

令和 7 年 4 月 14 日

令和 7 年度第 1 回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和7年度第1回教育委員会定例会会議録

日時 令和7年4月14日（月）
10時00分～11時30分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
小屋敷委員
堀江委員
馬場委員
桶谷委員

（事務局職員）

森 豊 副 教 育 長
紺 屋 教育次長兼生徒指導総括監
西小野 参事兼文化財課長
兼 廣 総務福利課長
中 島 教 職 員 課 長
足 田 義 務 教 育 課 長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
尾 堂 教職員課人事管理監（小中）
宮 永 高 校 教 育 課 参 事
小 川 総 務 福 利 課 長 補 佐

議決事項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第 1 号 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について	鹿児島県立楠隼中学校では、令和 8 年度に入学する中学生から段階的に女子生徒及び通学生を受け入れる方針が決定された。これに伴い、関係規則を一部改正しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 2 号 鹿児島県指定文化財の指定について	県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定史跡に指定しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 3 号 学校職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 4 号 教育職員免許状の取上げ処分について	教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有する者が、法令の規定に故意に違反したことから、教育職員免許法第11条第 3 項の規定により、免許状の取上げ処分を行うもの。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 5 号 令和 7 年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について	令和 7 年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員を任命しようとするものである。	特 記 事 項 な し	決 定

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

報告第7号、議案第3号から議案第5号まで及びその他(4)は、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和6年度第12回教育委員会定例会会議録について

令和6年度第12回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

- － 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令について、教育長の臨時代理により制定したことについて －

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

報告第2号 鹿児島県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令の制定について

- － 鹿児島県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令について、教育長の臨時代理により制定したことについて －

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 火気点検簿への記録を廃止することだが、これに代わる新たな仕組みがあるのか。

(総務福利課長) 火気点検簿に記載をするという行為は廃止されたが、火気点検を行うという行為自体は大変重要なものであるため、引き続き対応していく。

(馬場委員) 帳簿に記載をしなくとも、確認で足りるという理解で良いか。

(総務福利課長) 日々の勤務終了後に、しっかり点検項目に係る確認を行っていく。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第2号は了解いただいたものとする。

報告第3号 令和7年度人事異動について

- － 令和7年度人事異動について、教育長の臨時代理により実施したことについて－

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第3号は了解いただいたものとする。

報告第4号 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

- － 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理により制定したことについて－

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第4号は了解いただいたものとする。

報告第5号 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

- － 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理により制定したことについて－

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第5号は了解いただいたものとする。

報告第6号 夜間中学教育手当支給規則の制定について

- － 夜間中学教育手当支給規則について、教育長の臨時代理により制定したことについて－

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第6号は了解いただいたものとする。

5 議案

議案第1号 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について

- 鹿児島県立楠隼中学校では、令和8年度に入学する中学生から段階的に女子生徒及び通学生を受け入れる方針が決定されたことに伴い、関係規則を一部改正しようとするについて —

〈高校教育課参事が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 女子生徒の受入れに向けて、制服やパンフレット等の対応はどのくらい進んでいるのか。

(高校教育課参事) 制服やパンフレット等については、現在準備を進めているところである。

(馬場委員) いつ頃発表される予定か。

(高校教育課参事) 配布用のパンフレット等には掲載をしている。

(教育長) パンフレットが完成したら、情報提供させていただく。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

議案第2号 鹿児島県指定文化財の指定について

- 県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定史跡に指定しようとするについて —

〈参事兼文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第2号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 鹿児島県指定文化財の指定解除について

- 鹿児島県指定文化財の国指定に伴う県指定解除について —

〈参事兼文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(2) 博物館の登録について

- ― 「指宿市考古博物館時遊館COCCO はしむれ」及び「鹿児島県歴史・美術センター黎明館」の博物館登録について―

〈参事兼文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 博物館法に基づいて登録されることによって、何か変わるのか。

(参事兼文化財課長) 法律上の地位が与えられることで、信用性や知名度の向上が図られると考えている。

また、税制の優遇措置や文化庁の補助事業等の対象となり、様々な支援が受けられるというメリットがある。

(馬場委員) 様々な支援が受けられるということは、登録された施設では、より活発な取組やサービスが提供できるようになると理解して良いか。

(参事兼文化財課長) そのように考えている。ちなみに、県立博物館も昨年度登録され、文化庁の補助金を活用した事業を行っている。

(小屋敷委員) 旧博物館法において登録された博物館が10館ほどあるが、これらも今後同じように、改正法における登録申請がされていく予定なのか。

(参事兼文化財課長) 各登録博物館に意向確認をしたところ、全てが登録申請することではないと聞いている。申請する意思があれば、申請書を提出の上、再登録ということになる。

なお、現在指定博物館や類似博物館である施設が、新たに登録申請することもあると考えられる。

(小屋敷委員) 現段階の状況はどうか。

(参事兼文化財課長) 現段階においては、10館のうち2館は、再登録の意向はないと聞いている。

〈質疑終了〉

(3) 鹿児島県立博物館協議会委員の任命に係る公募について

- ― 鹿児島県立博物館協議会委員の任命に係る公募について―

〈参事兼文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

- 7 教育長報告
報告第7号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 8 議案
議案第3号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 議案第4号 教育職員免許状の取上げ処分について
(非公開)
- 議案第5号 令和7年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について
(非公開)
- 9 その他
その他(4) 学校職員の給与の返納等について
(非公開)
- 10 閉会